

昨年度の松仙園地区に関する取組との変更点

項目	平成 27 年度までの検討状況	平成 28 年度以降の予定
松仙園地区の管理手法	<p>○自然公園法第 23 条に基づく利用調整地区に指定</p> <p>○利用調整地区に立入るには認定が必要。認定を受けるためには立入の基準（※）を満たす必要がある。 ※基準では、歩道の供用期間、利用ルート（一方通行）、利用者の指導（ヒグマ対策）等を定める。</p> <p>○モニタリングを実施して、必要に応じた立入りの基準の見直し。</p>	<p>○環境省が歩道事業執行者として歩道を管理し、その周辺環境をモニタリング</p> <p>○歩道管理者権限による利用ルール（※）を策定し、利用者に遵守を促す。 ※歩道の供用期間、利用ルート（一方通行）、利用者の指導（ヒグマ対策）等</p> <p>○モニタリングを実施して、必要に応じた利用ルールの見直し。</p> <p>○利用が周辺環境に与える影響に関するモニタリング結果に基づき、利用者の増加による影響を検出する科学的データを取得。影響が出ていれば、利用調整地区の指定手続きに入る（※注）。</p>
協議会の位置づけ	<p>○名称「松仙園地区利用適正化協議会」</p> <p>○下記計画の策定及び運用の実施主体。</p> <p>○協議会の構成員は関係行政機関。関係団体及び専門家は、意見を述べるができる。</p>	<p>○名称「松仙園地区適正利用推進協議会」</p> <p>○北海道地方環境事務所が、任意の計画を定めるために、地元関係者に意見を聞くもの。</p> <p>○協議会の構成員は、関係行政機関及び関係団体。専門的な助言を得るため、専門家も参画できる。</p>
策定する計画及びその位置づけ	<p>○「松仙園地区利用適正化計画」を策定。</p> <p>○利用調整地区を管理するため、環境省自然環境局長通知に基づき定める計画。</p>	<p>○「松仙園地区適正利用推進計画」を策定。</p> <p>○北海道地方環境事務所が、自然性の高い湿原を通る歩道を、適切に管理するために、任意で定める計画。</p>

※注…利用調整地区指定の可能性も踏まえ「松仙園地区利用適正化協議会」は残置。松仙園地区の供用開始後 2 年程度後に、利用調整地区への指定の必要性を「松仙園地区適正利用推進協議会」のご意見を聞いて検討し、この際にあわせて「松仙園地区利用適正化協議会」の存続又は廃止を判断する。

